

## 第6章 計画の進行管理

### 1. フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは、次の方針により適切に管理するとともに、確実な実施を図ります。

#### (1) 本計画及び個別計画の進捗管理

- ① 本計画に基づき、類型別の個別計画\*を平成29年度を目標に策定し、郡山市公有資産活用調整会議\*において、PDCAサイクルにより毎年度ごとに進捗管理を行います。
- ② 特に施設の設置や最適化\*等にあたっては、郡山市公有資産活用調整会議において協議し、調整を図ります。
- ③ 計画の実施及び進捗管理にあたっては、必要に応じて外部有識者等の意見を聴取します。

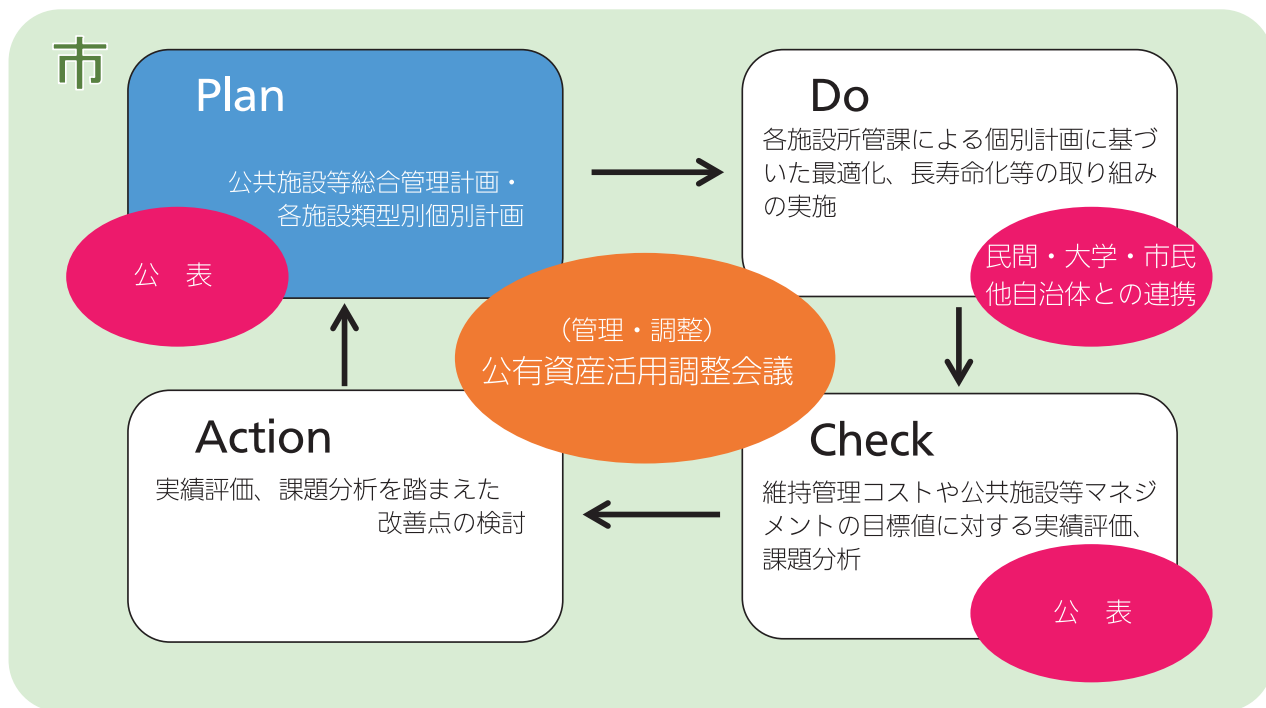
#### (2) 本計画及び個別計画の見直し

- ① 本計画の見直しは、原則10年ごとにPDCAサイクルにより行い、その際に、公共施設等\*の縮減目標値についても見直しを行っていきます。
- ② 本計画の成果確認・見直しの検討は見直し時期の1年前に行いますが、見直し時期以外であっても、人口等の推計と実状の乖離があった場合等、必要に応じて本計画の見直しを実施します。
- ③ 既に策定済みの個別計画\*については、本計画との調整を図り、必要に応じて見直し等を検討します。

#### (3) 情報の公開と管理

- ① 郡山市公共施設白書\*は、公共施設等\*の資産情報について市民との情報共有を図るため、できる限り実態に即した情報を発信する必要があることから、毎年度更新を行うとともに、広報誌・ウェブサイト等で積極的に情報発信します。
- ② 固定資産台帳\*を適切に管理するとともに、改修\*履歴や管理費用等を施設ごとにまとめることで、メンテナンスサイクル\*の構築を図り、施設の維持管理費の最適化\*・効率化を図ります。

## ▼ PDCAサイクル図



※必要に応じて外部有識者等の意見を反映する。

## 巻末資料

### 1. 用語説明（五十音順）

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| い | 維持管理         | 建物や設備、構造物などの性能・機能を良好な状態に保つほか社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修等を行うこと。                                                                                                                                                                                              |
|   | 修繕           | 劣化や陳腐化した建築物、構造物又はその一部の性能や機能、外観を現状もしくは実用上支障のない状態まで回復させること。                                                                                                                                                                                                                                  |
|   | 補修           | 部分的に劣化した部位などの性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させること。                                                                                                                                                                                                                                                    |
|   | インフラ施設       | ⇒「公共施設等」欄を参照                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|   | インフラ長寿命化基本計画 | 平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」を踏まえて策定された計画で、総務省が平成25年12月3日に地方公共団体等に通知した。<br>国や地方公共団体、その他民間企業等で管理するあらゆるインフラを対象に、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに維持管理・更新に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして策定した基本計画であり、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」および「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」の策定が求められている。 |
| か | 改修           | 劣化や陳腐化した建築物、構造物又はその一部の性能や機能を初期の水準もしくはそれ以上の要求される水準まで改善すること。                                                                                                                                                                                                                                 |
|   | 貸付け          | ⇒「最適化－有効活用」欄を参照                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| き | 旧耐震基準        | 建築物の地震動に耐え得る能力について、1981年（昭和56年）6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に定められており、これ以前の基準のこと。                                                                                                                                                                                                               |
| こ | 公営企業会計等      | 普通会計以外の特別会計で、公営企業会計（水道（工業用水道を含む）、下水道、農業集落排水）のインフラ施設のほか、準公営企業会計（簡易水道、中央卸売市場、温泉事業所）とその他の会計（財産区）の総称<br>対象施設は上記会計の公共施設及びインフラ施設（水道、下水道等）                                                                                                                                                        |
|   | 公共施設         | ⇒「公共施設等」欄を参照                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|   | 公共施設等        | 公共施設とインフラ施設の総称                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|   | インフラ施設       | 郡山市が設置・管理する道路、橋梁などの交通施設や公園、水道、下水道などの施設の総称                                                                                                                                                                                                                                                  |
|   | 公共施設         | 郡山市が設置・管理する学校や市営住宅などの建築物の総称                                                                                                                                                                                                                                                                |
|   | 公共施設等総合管理計画  | 平成25年12月3日に総務省より通知された「インフラ長寿命化基本計画」の中で策定が求められている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」のうち地方公共団体が策定するもの。<br>総務省より平成26年4月22日に地方公共団体等に策定要請の通知がなされた。公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現するために策定する計画                                                                 |

|   |                 |                                                                                                                    |
|---|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こ | 更新              | 既存の建物や構造物を取り壊し、同程度の機能に取替えること。本計画においては、公共施設の建替えや橋梁の架替え、道路の打替え、管路の布設替えのこと。                                           |
|   | 更新費用試算ソフト       | 平成23年3月にまとめられた「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」に基づく、公共施設等の更新費用の推計を簡易に行うことのできるソフト。総務省のウェブサイトにおいて公開し、フリーソフトとして頒布した。         |
|   | コーホート要因法        | コーホート要因法とは、同じ期間に生まれた人々の集団に対し、人口変動要因(出生と死亡及び転出入)の将来値を仮定し、推計する方法                                                     |
|   | 郡山市行財政改革大綱      | 行財政改革に対する取組みの方向性を示した基本方針で、重点推進目標「2 適切な財政運営の推進」のうち公共施設の保全・管理の最適化の取組事項として位置づけられている。                                  |
|   | 郡山市公共施設白書       | 今後の公共施設マネジメントや公共施設等総合管理計画等策定にあたっての基礎資料として、本市の保有する公共施設等の現状についてまとめたもの。平成27年3月作成、今後定期的に更新予定                           |
|   | 郡山市公有資産活用ガイドライン | 公益性・公平性・有効性・効率性を柱とした資産の有効活用を推進するため、基本的な考え方についてまとめたもの。平成26年12月16日策定                                                 |
|   | 郡山市公有資産活用調整会議   | 市が保有する土地、施設等の公有資産の情報の共有化を図るとともに、公有資産の有効活用及び最適化を推進し、財政の健全化に資することを目的として、その活用方法等の検討及び庁内調整を行うために設置する内部組織               |
|   | 郡山市耐震改修促進計画     | 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき、国の基本方針や「福島県耐震改修促進計画」を踏まえて、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定したもの。平成21年3月に策定し、平成27年度に改訂予定 |
|   | 固定資産台帳          | 固定資産の取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。                |
|   | 個別計画            | 平成25年12月3日に総務省より通知された「インフラ長寿命化基本計画」の中で策定が求められている「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」にあたる計画。本計画で示した施設類型区分ごとに策定する。                |
| さ | 最適化             | 公共施設等の質や量を最適な状態とするため、再配置や有効活用などの取組みを行うこと。                                                                          |
|   | 再配置             | 中・長期的視点から公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を実現するため、あり方を見直し、集約や複合化、多機能化などの手法により再配置を行う。                                             |
|   | 集約化             | 既存の同種の公共施設等を統合し、一体の施設として新たに整備すること。                                                                                 |
|   | 多機能化            | 既存の施設に付随して、新たに異なる種類の機能を持たせること。                                                                                     |
|   | 廃止              | 利用価値の低下した施設や当初の目的を達成したと評価される施設等の供用を止めること。                                                                          |
|   | 複合化             | 既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの機能を独立した形で一つの建物内に設置すること。                                                                      |
|   | 用途変更            | 既存の公共施設を改修し、異なる種類の施設として利用すること。                                                                                     |

|   |         |         |                                                                                                                             |
|---|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さ |         | 有効活用    | 未利用財産や稼働率の低い施設・スペースについて、貸付けや目的外使用許可、用途変更等による市民サービスの充実や売却、貸付け、広告収入など新たな財源確保に活用する。                                            |
|   |         | 貸付け     | 私法上の賃貸借契約。行政財産は、庁舎の床面積や敷地に余裕がある場合等において貸付けを行うことができる。                                                                         |
|   |         | 目的外使用許可 | 行政上の許可処分で、公共施設等の設置目的以外の用途に使用する目的に対し行う使用許可のこと。行政財産は、その用途または目的を妨げない限度において使用を許可することができる。                                       |
|   | 再配置     |         | ⇒「最適化」欄を参照                                                                                                                  |
| し | 産学官金連携  |         | 従来の産学官連携（民間企業等・大学等の研究機関・国や地方自治体等が互いに協力し、連携しあって事業や研究活動を推進する仕組み）に、資金調達を視野に入れ、地域企業と密接な関係にある地域金融機関を加えることにより、より実効性の高い取組みを目指したもの。 |
|   | 指定管理者制度 |         | ⇒「PPP」欄を参照                                                                                                                  |
|   | 修繕      |         | ⇒「維持管理」欄を参照                                                                                                                 |
|   | 受益者負担   |         | 地方公共団体が上下水道などの事業を行う場合に、その事業により利益を受けるものが経費の一部を負担し、事業に要する経費に充てること。                                                            |
| た | 集約化     |         | ⇒「最適化－再配置」欄を参照                                                                                                              |
|   | 大規模改修   |         | 劣化や陳腐化した建築物、構造物又はその一部の性能や機能を新たに要求される性能まで改善することで、本書の更新費用の試算においては総務省更新費用試算ソフトの単価により試算している。                                    |
|   | 多機能化    |         | ⇒「最適化－再配置」欄を参照                                                                                                              |
| ち | 長寿命化    |         | 公共施設等の建物や構造物を将来に渡って長く使い続けるため、適切な時期に改修等を行うことにより耐用年数を延ばすこと。                                                                   |
| と | トータルコスト |         | 公共施設等の設置、維持管理、改修、更新等に係る全ての経費の合計                                                                                             |
| は | 廃止      |         | ⇒「最適化－再配置」欄を参照                                                                                                              |
| ふ | 複合化     |         | ⇒「最適化－再配置」欄を参照                                                                                                              |
|   | 普通会計    |         | 一般会計（自治体の基本的な経費）と特別会計のうち公営企業会計以外の会計の総称。<br>対象施設は、上記会計の公共施設及びインフラ施設（公園、道路、橋梁）                                                |
|   | 普通建設事業費 |         | 学校、公民館などの公共施設や道路、橋梁などのインフラ施設など社会資本の新增設事業を行う際に要する経費                                                                          |
| へ | 平準化     |         | 優先順位や効率的な維持管理、長寿命化の取組などにより、毎年異なる改修・更新費用のばらつきを少なくする。                                                                         |
| ほ | 包括委託    |         | ⇒「PPP」欄を参照                                                                                                                  |
|   | 法定耐用年数  |         | 財務省令によって定められた税法上の年数で、種類・構造又は用途等の区分により定められており、減価償却費等の計算に用いる。                                                                 |
|   | 補修      |         | ⇒「維持管理－修繕」欄を参照                                                                                                              |

|   |            |                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ま | マネジメント     | 本市が保有し又は借上げている公共施設等を経営的視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。                                                                                                                                                                               |
| め | メンテナンスサイクル | 定期的な点検・診断により施設の状態を把握し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する一連の取組みを継続的に実施すること。                                                                                                     |
| も | 目的外使用許可    | ⇒「最適化－有効活用」欄を参照                                                                                                                                                                                                                    |
| ゆ | 有効活用       | ⇒「最適化」欄を参照                                                                                                                                                                                                                         |
|   | ユニバーサルデザイン | 障がいの有無や年齢、国籍、性別などの違いにかかわらず、初めからできるだけ多くの人がいやすい製品や建築・都市環境、サービス等の提供を目指す考え方。「公平性」「自由度・柔軟性」「単純性」「分かりやすさ」「安全性」「負担の少なさ」「スペース等の確保」の7つの原則から成り立つ。                                                                                            |
| よ | 用途変更       | ⇒「最適化－再配置」欄を参照                                                                                                                                                                                                                     |
|   | 予防保全型維持管理  | 損傷が軽微である早期段階から、機能・性能の保持・回復を図るために修繕等を行う予防的な保全のこと。                                                                                                                                                                                   |
| ら | ライフライン     | 電気、水道、ガス、電話、通信等の公共設備のほか、道路・鉄道等の交通網など日常生活に不可欠なインフラ設備のこと。                                                                                                                                                                            |
| れ | 連携中枢都市圏    | 国は、新たな広域連携制度である「連携中枢都市圏構想」を推進しており、連携中枢都市となる圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持することを目的としている。本市を含め、全国では61市が連携中枢都市に該当し、連携中枢都市を核として設定する圏域のこと。 |
| P | P F I      | ⇒「PPP」欄を参照                                                                                                                                                                                                                         |
|   | PPP        | パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の略称。公共サービスの手法に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念。民間資本や民間ノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもので、P F Iや指定管理制度、包括委託などの手法がある。                                                                                 |
|   | 指定管理者制度    | 多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公共施設等の管理に民間能力を広く活用し、住民サービスの向上及び経費の節減等を図る制度。地方公共団体が住民利用のために設置した公共施設等が対象で、施設の管理を包括的に民間事業者（財団法人、市民グループ等を含む）に代行させることができる。                                                                                |
|   | 包括委託       | 従来の詳細な仕様書に基づく委託ではなく、「民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せる」という性能発注の考え方に基づく委託方式であり、複数年契約が基本となる。民間ノウハウの活用によるコストの縮減、業務の効率化などの効果が期待できる。                                                                 |
|   | P F I      | パブリック・ファイナンス・イニシアティブ（Public Finance Initiative）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法をいう。                                                                                                           |

## 2. 郡山市公共施設等総合管理計画策定検討委員会

### (1) 委員名簿

(敬称略・五十音順)

| 委 員 名 |         | 職 名 等               |
|-------|---------|---------------------|
| 委員長   | 浅 里 和 茂 | 日本大学工学部建築学科教授       |
| 委 員   | 岩 城 一 郎 | 日本大学工学部土木工学科教授      |
| 委 員   | 齋 藤 いち子 | 福島県建築士会郡山支部理事       |
| 委 員   | 野 内 忠 宏 | ふくしま建築住宅センター専務理事    |
| 委 員   | 松 本 竜 二 | 一般財団法人日本不動産研究所福島支所長 |
| 委 員   | 渡 邊 貴 志 | 株式会社東邦銀行法人営業部担当部長   |

### (2) 委員会検討経過

| 時 期             | 内 容                                       |
|-----------------|-------------------------------------------|
| 第1回 平成27年7月10日  | (1)本市の現状及び課題について<br>(2)公共施設等総合管理計画策定について  |
| 第2回 平成27年8月10日  | (1)公共施設等総合管理計画の構成について                     |
| 第3回 平成27年9月10日  | (1)公共施設等総合管理計画の概要について                     |
| 第4回 平成27年11月10日 | (1)公共施設等総合管理計画素案について                      |
| 第5回 平成28年2月16日  | (1)パブリックコメント結果について<br>(2)公共施設等総合管理計画案について |



### 3. 検討経過

| 時 期            | 内 容                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------|
| 平成26年 9 月      | まちづくりネットモニター調査の実施<br>(対象者数：292名、回答率：86.0%)            |
| 平成26年12月       | 郡山市公有資産活用ガイドライン策定・公表                                  |
| 平成27年 1 月～ 3 月 | 市民アンケートの実施<br>(対象者数：5,000名 回答率：37.8%)                 |
| 平成27年 3 月      | 郡山市公共施設白書の発行                                          |
| 平成27年 7 月～     | 郡山市公共施設等総合管理計画策定検討委員会発足・開催                            |
| 平成27年12月       | 郡山市公共施設等総合管理計画素案の公表<br>パブリックコメントの実施<br>(2名から13件の意見提出) |
| 平成28年 1 月19日   | 公共施設シンポジウムの開催                                         |
| 平成28年 3 月      | 郡山市公共施設等総合管理計画策定                                      |

# 郡山市公共施設等総合管理計画

(2016年(平成28年) 3月)

■発行 郡山市

■編集 郡山市財務部公有資産マネジメント課  
〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

T E L : 024-924-2051      F A X : 024-931-3245

E-mail : kouyushisan@city.koriyama.fukushima.jp

# 楽都 郡山

東北のウィーン

紙へリサイクル不可

